

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(1)②イ (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(1)②イ	<p>「特定預金等や投資信託等のリスク商品を取り扱う場合には、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか」とあるが、「それぞれの類型」とは、どのような観点(商品の種類やリスクの種類等)で分類することを想定しているのか。</p>	<p>例えば、商品内容が複雑であれば、顧客の知識、経験等を考慮した上で、必要に応じて、より丁寧な説明を行うなど、商品の種類やリスクの程度等に応じた説明態勢の整備がなされているかについて、検証することとなります。</p>	社団法人 第二地方銀行協会
(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(3) (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)	<p>銀行法施行規則第13条の7の規定に金融商品取引法にいう「適合性の原則」が盛り込まれていること、銀行法施行規則第14条の11の4以下で特定預金等について「顧客に対する説明態勢」、「広告等の規制」の定めがあること、本監督指針は、銀行法令等の解釈等についても公表するものであることから、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」を参照するのではなく、銀行法上の着眼点として記載すべきと考えます。保険会社向けの総合的な監督指針では、準用金融商品取引法第37条の3関係として記載されています。</p>	<p>金商法においては、対象商品・取引の拡大や業者が遵守すべき行為規制の横断化が図られており、「特定預金等」についても、銀行法において金商法と同等の販売・勧誘ルールにかかる規定が準用されています。 その監督にあたっての着眼点についても、これと同等に、該当部分について、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」を参照することとしたものです。</p>	個人
(中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)	<p>本監督指針は、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書として位置付けているのであれば、「特定預金等の受入れ」や「特定保険契約の募集」に係る記述については、金融商品取引業者向けや保険会社向けの総合的な監督指針を参照するのではなく、極力当該監督指針に盛り込んでいただきたい。</p>		個人

<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(3)② (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)②</p>	<p>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-3-1適合性原則」を参照するとされており、当該箇所では、「(1)①イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客カード等の整備とあわせ適時の把握に努めるとともに、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか」と明記されている。 一方、登録金融機関業務については、日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(公正慣習規則第9号)」に基づき「顧客カード」を作成していることから、例えば、特定預金等に関する情報を登録金融機関業務で作成している「顧客カード」に含めて記載することとしても差し支えないか。</p>	<p>貴見のとおり、日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(公正慣習規則第9号)」に基づく「顧客カード」に含めて記載することは差し支えないものと考えられます。 加えて、各金融機関においては、顧客管理について独自のシステム対応をされているところもあると考えられますが、上述の「顧客カード」と同等の情報が掲載されている帳票であれば差し支えないものと考えられます。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(3)② (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)②</p>	<p>「例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか」とあるが、「特定投資家」に対する説明は不要であることを確認したい。</p>	<p>契約締結前の書面交付義務(金商法第37条の3第1項)は、金融商品取引契約の相手方が「特定投資家」である場合には適用除外(同法第45条第2号)とされています。 従って、貴見のとおり、契約締結前書面の交付を要しない「特定投資家」に対する説明は不要であると考えられます。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(3)② イ (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)② イ</p>	<p>「中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。)」とあるが、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品についての「違約金等」とは「デリバティブ取引の解約精算金」との理解でよいことを確認したい。</p>	<p>「デリバティブ取引の解約精算金」は、「違約金等」に該当するものと考えられます。 なお、特定預金等の契約において、中途契約をした場合に「デリバティブ取引の解約精算金」以外に、違約金等として、顧客に支払いの負担が生じるものがあれば、それも含まれるものと考えられます。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2(3)③ (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2(3)③</p>	<p>保険業法第300条の2に規定する特定保険契約の販売・勧誘態勢については、保険業法第300条第1項第1号の規定は適用されず、保険業法第300条の2で準用する金融商品取引法第37条の3第1項に規定する書面を交付する必要があることに留意すること。と修正した方がいいのではないか。</p>	<p>ご指摘の点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-3-2(2)②(注2)及びⅡ-3-3-6(2)②(注3)に同様の記述があり、「主要行向けの総合的な監督指針」のⅢ-3-3-2-2(3)③において、これらの留意点についても特に留意するものとされており、手当てされているものと考えています。</p>	<p>個人</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2 (中小・地域) Ⅱ-3-2-5</p>	<p>従来から主要行等向けの総合的な監督指針では(Ⅲ-3-4-2 プライベートバンキング等の留意点等)「営業部員や役職員の給与・賞与体系が、短期的な収益獲得に過度に連動し、成果主義に偏重していないか。また、手数料収益の獲得に傾注した外国為替、投資信託、その他の有価証券等の乗り換え取引・回転売買、並びに、デリバティブが内包された預金取引や仕組み債、レバレッジ効果を有する金融取引などの勧誘・販売に不適正に注力した営業体制や商品構成になっていないか」と営業に際して成果主義に偏重していないか等が、監督上の指針とされています。</p> <p>ここで指摘されている問題は主要行のプライベートバンキングのみで問題となることではありません。むしろ地方銀行等、地域に密着した金融機関におけるリスク商品販売のほうが、地域に密着し長期間顧客との信頼関係の中で営業していることから来る弊害への不安が強く寄せられています。販売数量や販売金額の目標ではなく商品販売で上げる収益金額を目標として課すことは、販売する側にとって明らかに、適合性原則の遵守と相対立する要因となります。</p> <p>こうした点を考慮し、主要行向けのプライベートバンキングで挙げられているものと同様の規定を、主要行、中小・地域金融機関向けのリスク商品販売の項にも盛り込むことを提言いたします。</p>	<p>金融機関におけるリスク商品の販売にあたっては、金商法における適合性原則(金商法第40条第1項)を踏まえて、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」において、「顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある」とされており、ご指摘の点にも対応するものとなっております。</p>	<p>銀行労働研究会</p>
---	--	--	----------------

<p>(主要行等) Ⅲ-3-2-2 (中小・地域) Ⅲ-4-9-2 V-4-5</p>	<p>Ⅲ-3-2-2において、「また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社等である主要行等においては、平成20年4月1日以降に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書に加え、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書(内部統制報告書)についても、有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。」との文言が追加されているが、以下の2点につき確認したい。</p> <p>①「上場会社等である主要行等」には、持株会社(上場)傘下の非上場銀行は含まれないことを確認したい。</p> <p>②内部統制報告書は、金融商品取引法では事業年度毎に提出するとされていることから、内部統制報告書に係る「有価証券報告書等」には、半期報告書、第2四半期報告書は含まれないことを確認したい。</p>	<p>「上場会社及び店頭登録会社である主要行等については、金融商品取引法の施行に伴い、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せ、内部統制報告書を提出することが必要となる」ことを監督指針に反映するための改正です。この点を明確にするため、下記のように修正することとします。</p> <p>「また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社及び店頭登録会社である主要行等においては、平成20年4月1日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、四半期報告書等と併せて提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書(内部統制報告書)についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。」</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>(主要行等) V-3-3-1(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-1(2)</p>	<p>現行監督指針V-3-3-1子会社等の業務の範囲(2)②の記載が改正案では削除されているが、これは、金融商品取引法の制定に伴い信託受益権販売業に関する規定が信託業法(兼営法)から削除されたことに伴うものと認識している。</p> <p>しかしながら、当該規定が削除されても、信託受益権の取扱いについて、銀行の子会社が営み得る業務範囲が変更されたものではない(従来取扱うことのできた業務について当該子会社は引き続き取扱うことが可能であって、逆に従来取り扱うことのできなかつた業務は改正後も取扱うことができない)との理解で良いか。</p> <p>また、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等についても同様であるとの理解で良いか。</p> <p>現行の主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1子会社等の業務の範囲(2)②「信託受益権販売業」の記載が改正案では削除されている。これは、金融商品取引法の制定に伴い信託受益権販売業に関する規定が信託業法(兼営法)から削除され金融商品取引法に移ったことに伴うものと認識しているが、本記載がどこに移ったのかをご教示いただきたい。</p>	<p>ご理解のとおり、本改正は、子会社、特定子法人等及び特定関連法人等の営み得る業務範囲を変更することを意図した改正ではありません。</p> <p>当該趣旨を明確化するため、改正案において削除していた規定と同様の規定をV-3-3-1子会社等の業務範囲(2)において、⑤として記載することとしました。</p>	<p>社団法人 信託協会</p> <p>全国銀行協会</p>

<p>(主要行等) V-3-4 (1) (中小・地域) III-4-8 (1)</p>	<p>「投資顧問会社」は「投資運用業を行う金融商品取引業者」ではなく、「投資運用業を営む金融商品取引業者」と言い換えるべきではないか。</p>	<p>金融商品取引法及び銀行法等において「投資運用業を行う」との文言が使用されていることに則して当該改正を行っております。</p>	<p>個人</p>
<p>(主要行等) (中小・地域) 全体</p>	<p>「証券会社」は「金融商品取引業者」ではなく、「有価証券関連業を営む金融商品取引業者」と言い換えるべきではないか。</p>	<p>例えば、「『引受』金融商品取引業者」等、各々の文脈のなかで既に一定の業務を行う金融商品取引業者である旨の限定等が付されていることなどから、重ねて「有価証券関連業を営む」との限定を付す意味は乏しく、むしろ文章を複雑化させることとなると考えられるため、「金融商品取引業者」と改正することとしました。</p>	<p>個人</p>